

地域密着型特別養護老人ホームをご希望される皆様へ

1. 特別養護老人ホームとは

- ・特別養護老人ホームは常時介護を必要とし、在宅での生活が困難な高齢者に対して、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養の支援等、高齢者の「生活全般の介護」の提供を行う施設です。
- ・特養の中でも29人以下のものが「地域密着型特別養護老人ホーム」です。

2. お申し込みの対象者とは

- ・地域密着型特養は介護保険の要介護認定の結果、特養は原則要介護度3以上と認定された方で、在宅で介護を受ける事が困難な、福山市に住民票がある方が対象となります。ただし、常時医療を必要とする方等のご利用いただけない場合があります。

3. お申し込み書類 について

- ・特養の申込は下記書類をご準備の上、社会福祉法人紫城会へご提出頂きお申し込みください。
 - ① 入所申込書（所定の項目をご記入ください）
 - ② 介護保険被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証（コピー）
 - ③ 調査票（ケアマネージャーか病院・入所施設の相談員が記入下さい）
 - ④ 在宅サービス利用票及びサービス利用票別表（直近3ヵ月分のコピー）
 - ⑤ 最新のお薬情報（コピー）

4. 申し込みの有効期限について

- ・特養の入所は空室はできますが申し込み順ではありませんので、ご了承ください。
- ・お申し込み頂いた日から2年間に限り有効です。引き続きご利用をご希望される方は、期限が過ぎる前にお申し込みください。
- ・当施設からご連絡させて頂く場合もありますが、要介護度、ご家族の状況、連絡先等の変更があった場合、当施設まで随時ご連絡下さい。
- ・他の施設に入所された場合や亡くなられた場合など、申し込みを取り消される場合も当施設まで随時ご連絡下さい。

5. 入居後の健康管理について

- ・特養には配置医がいます。その他の病院への受診は原則できません。
- ・週1程度で岩崎整形外科から配置医・連携医が健康管理に施設に来られます。
- ・医療行為についてはご相談ください。

6. 部屋・設備について

- ・当事業所は全室個室になります。居室内にベッド・トイレ・タンスはありますがご自身使い慣れたものをご持参ください。
- ・お部屋の場所をご希望に添えない場合や、利用中に部屋移動して頂く場合があります

7. ショートステイのロング利用について

- ・ご家庭での生活が不可能で施設の申し込みをしても入所先がない方のみご相談ください。（ショートステイは在宅サービスの為、担当の介護支援専門員ともご相談下さい。）

8. 日中の生活について

- ・施設の1日の主なタイムスケジュール（パンフレット参照）がありますが、暮らし継続の場になりますのでご自由に過ごしてください。
- ・ご本人の個別の支援計画の他にユニットごとにレク・体操等の計画もあります。

9. 外出・外泊について

- ・外出・外泊は事前に家族様からご連絡があれば可能です。前日17時までに各サービスステーションまで申し出て下さい。ご本人の体調によってはご遠慮いただく場合があります。

10. 面会について

- ・面会は原則、9時～18時まで可能です。
- ・ご本人、面会者の無理のない範囲で、ご本人と家族様等との時間をお過ごしください。
- ・事業所内の防犯目的の為、当施設からの連絡や緊急時以外は面会時間内での面会をお願いします。
- ・差し入れや貴重品の居室への置き帰りはご遠慮下さい。
- ・感染症流行時期では一部面会を制限させていただく場合があります。
- ・他者への迷惑行為、喫煙・飲酒は禁止となっております。
- ・発熱・咳・下痢・嘔吐等の症状がある方は面会をご遠慮いただいております。

11. 入所申込から入所までの流れ

①申込み

入所申込書をご記入の上、添付書類と申込みをしてください。

②情報収集

- ・お申込み頂いた調査書の内容に相違ないかどうかを確認させていただきます。
- ・ご本人様の状況確認の為、担当者（生活相談員等）により、ご本人への面談や、ご本人が生活されている場所や関わっている方へお電話や面会、サマリー等から状況調査をさせていただきます。
- ・現在の状況と調査書の内容が著しく異なる場合は、入所決定の取消を行う場合があります。
- ・ご家族様に施設までご来訪を依頼する事もございますので、ご了承下さい。

③入所判定

- ・必要時に、入所判定会議を行い、施設が定める入所判定基準に基づき入所者の決定を行います。

④重要事項内容の説明、入所契約内容の説明・同意

- ・施設利用に関わるや利用料金等について説明させていただきます。

⑤入所

12 お願い

- ・特養入所の順番は申し込み順ではありません。要介護度、介護者の状況、在宅サービスの利用状況、居住地等の基準に沿って点数が一定以上の方から入居していただきます。入所の必要性の高いと認められた方となります。ご了承下さい。
- ・利用申込後、利用迄にご本人様及びご家族・親族の方などに施設利用の同意を得ておいてください。
- ・ご本人様の健康状態や認知症状によっては利用をお断りすることがありますのでご了承下さい。

お問い合わせ先

地域密着型特別養護老人ホーム久松邸 ANNEX 担当 生活相談員

電話：084-982-8872 9時～17時